



長野県報

11月11日(月)
令和元年
(2019年)
第55号

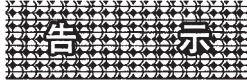
目次

告示

豚コレラまん延防止のため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（園芸畜産課家畜防疫対策室）	1
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の実施（建設政策課）	3

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	3
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（学びの改革支援課）	3
運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査の実施（東北信運転免許課）	4
運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査の実施（東北信運転免許課）	4



長野県告示第283号

豚コレラまん延防止のため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和31年長野県規則第11号）第4条の規定により、次のとおり指定します。

令和元年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 区域

飯田市、上伊那郡中川村並びに下伊那郡喬木村及び豊丘村（野生いのししについて豚コレラの感染が確認された地点から半径10キロメートルの範囲内の農場に限る。）

2 家畜の種類

豚及びいのしし

3 指定の概要

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれのある物品の農場外への移動禁止

4 制限する期間

令和元年11月11日から当分の間

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第284号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡富士見町境字広原12068の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）・富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字広原12068の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）・富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第285号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡平谷村403の484から403の508まで、403の812、403の890、403の953から403の956まで、403の484地先・403の485地先・403の486地先・403の508地先・403の624地先・403の625地先・403の626地先・403の954地先（以上8筆地先について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

403の506・403の508（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、403の484から403の497まで、403の812、403の890、403の953、403の956、403の484地先・403の485地先・403の486地先・403の508地先・403の624地先・403の625地先・403の626地先・403の954地先（以上8筆地先について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び平谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第286号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第287号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

南佐久郡南牧村大字広瀬字上の畑1241の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第288号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

南佐久郡南牧村大字広瀬字上の畑1241の2・1242の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第289号

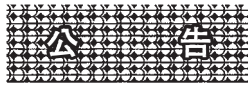
長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年11月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
空中写真撮影 地上画素寸法10cm、数値地形図データ修正 レベル1000
- 2 作業期間
令和元年11月5日から令和4年6月30日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年11月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ松本宮田店
松本市宮田2-7
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社北越ケーズ
代表取締役社長 野村 弘
新潟県新潟市中央区女池8-16-17
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社北越ケーズ
代表取締役社長 野村 弘
新潟県新潟市中央区女池8-16-17
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年6月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,561平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 203台
 - (2) 駐輪場の収容台数 33台
 - (3) 荷さばき施設の面積 75平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 54立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社北越ケーズ	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 5か所 出口 5か所 合計 10か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前9時から午後12時まで

- 8 届出年月日

令和元年10月21日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

- 10 縦覧の期間

令和元年11月11日から令和2年3月11日まで

- 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

令和元年11月1日、大町市土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年11月7日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年11月11日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
情報産業機器設備一式（情報教育及び産業教育用コンピュータ、